

個人事業所のみなさん

決算・確定申告でお困りの方へ

新津商工会議所では、決算・申告相談会を開催しています。どうぞご利用下さい。



決算申告相談会

3月8日(月)
9日(火)

消費税申告相談会

3月17日(水)
18日(木)
19日(金)

いずれも 9時～12時 13時～16時 まで

※若干の手数料をいただきます。ご了承下さい。

所得税申告は3月15日まで 消費税申告は3月31日まで

※相談は、待ち時間短縮のため予約をお願いしています。お電話下さい。

※帳簿のない方や勘定科目の集計を終えていない方は、予約の際その旨話してください。
※記帳相談（PC会計含む）は年間を通して随時行っておりますのでお気軽にご利用下さい。

※税理士の関与の方は、ご遠慮下さい。

※PC記帳をご希望の方には、インストールから開始まで丁寧にお手伝いします。
PCで帳簿をつける方が続々増えています。手間が省けて人気です。

問い合わせ先 新津商工会議所

TEL:0250-22-0121

平成21年分早見表

公的年金等に係る雑所得の速算表

年齢区分	公的年金等の収入金額の合計額	割合	控除額
昭和二〇年一月二日以後に生まれた人	（公的年金等の収入金額の合計額が700,000円までの場合は、所得金額はゼロとなります。）		
	700,001円から1,299,999円まで	100%	700,000円
	1,300,000円から4,099,999円まで	75%	375,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	85%	785,000円
	7,700,000円以上	95%	1,555,000円
昭和二〇年一月一日以前に生まれた人	（公的年金等の収入金額の合計額が1,200,000円までの場合は、所得金額はゼロとなります。）		
	1,200,001円から3,299,999円まで	100%	1,200,000円
	3,300,000円から4,099,999円まで	75%	375,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	85%	785,000円
	7,700,000円以上	95%	1,555,000円

所得税の税額表

課税される所得金額	税率	控除額
1,000円から 1,949,000円まで	5%	0円
1,950,000円から 3,299,000円まで	10%	97,500円
3,300,000円から 6,949,000円まで	20%	427,500円
6,950,000円から 8,999,000円まで	23%	636,000円
9,000,000円から17,999,000円まで	33%	1,536,000円
18,000,000円以上	40%	2,796,000円

諸控除額等一覧表

配偶者控除額

配偶者控除額は、次の表で求めた金額

	同居特別障害者である者	左記以外の者
一般の控除対象配偶者	730,000円	380,000円
老人控除対象配偶者	830,000円	480,000円

配偶者特別控除額

生計を一にする配偶者（他の納税者の扶養親族とされる者、青色事業専従者として給与の支払を受ける者、白色事業専従者及び控除対象配偶者を除く。）の所得金額の合計額（繰越損失控除前）（A）に基づき、次の表で求めた金額

配偶者の(A)の金額	控除額
380,000円以下	0円
380,001円から399,999円まで	38万円
400,000円から449,999円まで	36万円
450,000円から499,999円まで	31万円
500,000円から549,999円まで	26万円
550,000円から599,999円まで	21万円
600,000円から649,999円まで	16万円
650,000円から699,999円まで	11万円
700,000円から749,999円まで	6万円
750,000円から759,999円まで	3万円
760,000円以上	0円

配偶者特別控除は、所得金額の合計額（繰越損失控除前）が1,000万円を超える年については受けることができない。

扶養控除額

扶養控除額は、次の表で求めた金額

	同居特別障害者である者	左記以外の者
一般の扶養親族	730,000円	380,000円
特定扶養親族	980,000円	630,000円
老人扶養親族	同居老親等以外の者	830,000円
	同居老親等	930,000円

◆控除対象配偶者、扶養親族とは

生計を一にする配偶者その他の親族、都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）及び市町村長から養護を委託された老人のうち、所得金額の合計額（繰越損失控除前）が38万円以下である者（青色事業専従者として給与の支払を受ける者及び白色事業専従者を除く）。

◆老人控除対象配偶者、老人扶養親族とは

控除対象配偶者又は扶養親族のうち、昭和15年1月1日以前に生まれた者（年齢70歳以上の者）をいう。

◆特定扶養親族とは

扶養親族のうち、昭和62年1月2日から平成6年1月1日以前に生まれた者（年齢16歳以上23歳未満の者）をいう。

◆同居老親族とは

老人扶養親族のうち、居住者又はその配偶者の直系尊属で、かつ、居住者又はその配偶者との同居を常況としている者をいう。

◆同居特別障害者とは

控除対象配偶者又は扶養親族のうち、特別障害者で、かつ、居住者又はその配偶者若しくはその居住者と生計を一にするその他の親族との同居を常況としている者をいう。

医療費控除額

〔支払った医療費の額〕－〔保険金などで補てんされる金額〕－〔10万円と「所得金額の合計額の5%」のいずれか少ない方の金額〕
(最高限度額200万円)

新津地域で商工業を営んでいる方へ

マル経資金(小規模事業者経営改善資金)

(ご利用には一定の要件がございます)

1,500万円以内

- 返済期間 運転資金7年以内(うち措置1年以内)
設備資金10年以内(うち措置2年以内)
- 貸付利率 固定1.85%(平成22年2月16日現在)
- 担保・保証人 不要

日本政策公庫のセーフティネット貸付

ご融資額 4,800万円以内

長期・低利

- (普通貸付等で設備資金を利用の場合は、当初2年間の利率が0.5%引き下げとなります)
- 返済期間 運転資金5年以内(うち措置1年以内)
設備資金10年以内(うち措置2年以内)
 - 貸付利率 固定1.65%(平成22年2月16日現在)
 - 担保・保証人 ご希望により相談させていただきます。